

自己評価実施要項 新旧対照表（案）

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p>はじめに</p> <p>（6段落目） なお、巻末には、短期大学機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため、別途機構で作成した「短期大学機関別認証評価実施大綱（平成19年〇月改訂）」を掲載しています。</p>	<p>はじめに</p> <p>（6段落目） なお、巻末には、短期大学機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため、別途機構で作成した「短期大学機関別認証評価実施大綱（平成18年3月改訂）」を掲載しています。</p>	<p>学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。</p>
21	<p>自己評価の根拠となる資料・データ等の例</p> <p>基準1 短期大学の目的</p> <p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第〇条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</p>	<p>自己評価の根拠となる資料・データ等の例</p> <p>基準1 短期大学の目的</p> <p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</p>	